

蔬菜生産者育成事業助成金 のご案内

JAあいら伊豆管内農業の活性化を図るため、正組合員・ファーマーズマーケット蔬菜出荷者、認定新規就農者の方を対象に助成を行っています。



助成対象者

- ・蔬菜生産に従事しているJAあいら伊豆管内の正組合員
- ・ファーマーズマーケット蔬菜出荷者
(対象農地の面積は自園地・借地を問わずおおむね100坪以上)
- ・蔬菜生産が計画に含まれる認定新規就農者

助成金の内容

- ① 農業用機械・施設・資材等、農業経営に必要で複数年にわたり使用可能なものの購入費(JAあいら伊豆購買品に限る)

農業用機械	耕運機、動力噴霧器等
農業用施設	栽培用棚、ビニールハウス等
農業用資材	園芸用支柱、防虫ネット、灌水装置等

- ② 施設園芸を行うためのビニールハウス、ガラスハウス等の新設に係る購入費(JAあいら伊豆購買品に限る)

- ③ 上記の①②は購入金額10万円以上(税込み)を対象とします。

- ④ 助成期間は、令和2年4月1日から令和3年3月15日までとします。

- ⑤ 助成額は総額100万円以内とし、上限を超えた場合終了とします。
- ⑥ 重複して他の制度に基づく補助金、助成金等の交付を受けていないこととします。

助成金額

助成額は事業費の1割(千円以下切捨て)とします。
ただし、上限は20万円となります。

助成金を受けるには

- ① 助成金の交付を受けようとする生産者は、交付申請書(様式第1号)を営農販売課に提出下さい。申請書につきましては、各支店にて配布しております。
- ② 要件が適正であると認められた場合、助成金の交付を決定し、内容確認後助成金が支払われます。

お問い合わせ先 JAあいら伊豆 営農販売課 山口

TEL 0557-45-6585